## (別紙④)

令和4年9月26日一部修正 令和4年11月21日一部修正 令和4年12月1日一部修正 令和4年12月9日一部修正 令和4年12月21日一部修正 令和4年6月26日

# 高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症 病原体検査の疑義照会について

兵庫県高齢政策課

## (受検対象者)

- O1. 受検資格に、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の有無は要件となるか。
- A1. ならない。ワクチン接種の有無に関わらず対象者となる。
- Q2. 従事者について正規雇用職員のみが対象となるか。
- A2. 非正規雇用職員も対象となる。
- Q3. 削除
- O4. 従事者について併設事業所で兼務している場合は、所属をどのようにすれば良いか。
- A4. いずれか1つのサービスで登録すること。※ 複数の登録は不可。
- Q5. 従事者について直接雇用職員のみが対象となるか。
- A5. 直接雇用職員だけでなく、厨房職員、清掃員、ドライバー等の利用者と接する機会がある委託職員も対象となる。

## (検査の実施)

- Q6. 検査実施について、期間内であれば、何度でも受検することが可能か。
- A6. 1週間に2回の頻度で受検することができる。
- Q7. 1週間に2回の検査以外に、濃厚接触者に対する検査等に使用してもよいか。
- A7. 事業所内のクラスター発生防止の観点から使用してよい。

## (検査結果)

- O8. ワクチン接種後に当該検査を行い、それにより陽性判定となる可能性はあるか。
- A8. ワクチン接種による陽性反応はない。
- O9. 当該検査で陽性判定が出た時の対応は。
- A9. 受験者本人:次のURLの内容に沿って対応をすすめること。

県HP「新型コロナの陽性者・濃厚接触者の方にお願いしたいこと」

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona210903.html

施設等管理者:施設等において、同一時期に複数人の陽性者が発生し、感染拡大のお

それがある場合には、速やかに所在地を管轄する健康福祉事務所に相

談すること。

- Q10. 当該検査で陽性判定となった後に、医療機関受診に係る費用負担についてはどうするか。
- A10. 当該検査は、公費にて実施するが、当該検査で陽性となった後の医療機関への受診は 当該公費負担の対象外。
  - ※ 通常の医療機関受診と同じ取扱いとなる。

## (検査申込)

- Oll. 検査キットの申込数の考え方は。
- A11. 申込数は、週2回の検査で3ヶ月分の発注とするため、「検査対象職員数×24回」と する。

なお、検査キットが1箱25キット入となっているため、申込数の端数は繰り上げることとする。

- Q12. 実績報告書兼発注書の頻回検査とその他の区分は、どちらを選択すればよいか。
- A12. 頻回検査は、従事者への1週間に2回おこなう検査時に選択すること。 濃厚接触者となった従事者の待機解除等に使用した場合は、その他を選択すること。

## (実績報告)

- O13. 検査の実績報告はいつ行うのか。
- A13. 検査実施日の翌日に実績報告書(エクセル)を事務局にメールで送付すること。

## (対象施設)

- Q14. 「介護予防サービスを行う事業所」の範囲は。 いわゆる総合事業の「サービス事業」を実施する事業所は対象となるか。
- Q14. 対象となる。

訪問型サービス、通所型サービスを実施する事業所のうち、恒常的に事業実施を行う ものは対象となる。

また、介護予防ケアマネジメントを実施していること等から、地域包括支援センターも対象となる。

- Q15. 「対象施設及び事業所に併設する介護サービス事業所」の範囲は。 「生活支援ハウス」は対象となるか。
- <u>Q15.</u> 対象となる。